

令和3年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集②

令和3年3月5日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 25 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

..... 1~3

2. 議案第 26 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 4~5

3. 議案第 27 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 6

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 7~16

- ・ かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (7~10)

- ・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (10~15)

- ・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表 (15~16)

議案第 25 号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪井透

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改める。

第 2 条中第 4 項を同条第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務

時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項中「ところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員）を「ところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員）に改め、「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日」に、「週休日を設ける場合」を「週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 26 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を
「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条
第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改め、
同条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 6 条の 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 3 項の規定によ
り同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条
の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間
勤務職員等」という。）の給料月額については、第 4 条から第 6 条までの規
定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額

に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第12条の4第2項第2号及び第14条第2項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

第20条第4項中「扶養手当」を「扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）」に改め、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第21条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 27 号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪井透

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。	(1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u> (平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)</u> 第18条第1項又は <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u> (平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
	4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務</u> (以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同

	<u>条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</u>
4 (略)	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>
2	<p>任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
第4条	<p>任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定める<u>ところにより、4週間ごとの期</u></p>
	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし</u>、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし</u>、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
第4条	<p>任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定める<u>ところにより、4週間ごとの期</u></p>

間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

間につき8日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第7条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務を命ずることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第7条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすること

<p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p><u>を命ずことができる。</u></p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p>
<p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条の3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u>(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め</p>	<p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条の3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)</u>第18条第1項又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u>(平成14年法律第48号)第</p>

	<p>る職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
		<p>(育児短時間勤務職員等の給料月額) <u>第6条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</u></p>
	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる</p>

<p>職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られ</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規</p>

<p>た日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び<u>扶養手当</u>並</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び<u>扶養手当</u>並</p>

	<p>びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p><u>月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)</u>並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
5	<p>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額<u>(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)</u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>
6 (略)		6 (略)
	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>
2	<p>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の</p>	<p>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の</p>

区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(<u>育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額</u>)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4及び5 (略)	4及び5 (略)
	附 則 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、</u></p>

<p><u>感染症」という。</u>)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p><u>人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症を</u> <u>いう。以下同じ。</u>)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>
	<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>